

## 新規規制に関する事前評価書

＜食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律＞

規制の名称	食品関連事業者による定期報告制度の導入		
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	電話番号： 03-5501-3154 電話番号： 03-5501-3153	e-mail： hairi-haitai@env.go.jp e-mail： hairi-recycle@env.go.jp
評価実施日	平成19年2月28日		
政策目的	食品関連事業者全般における、食品循環資源の再生利用等の取組状況を把握し、事業者に対する適宜適切な指導監督を行うことを目的とする。		
規制の内容	食品廃棄物等を一定量以上発生させている食品関連事業者に対し、毎年度、食品廃棄物の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関する定期報告義務を課すこととする。		
	根拠条文等：	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第9条(新設)	
規制の必要性	<p>食品関連事業者の再生利用等の実施率は着実に上昇してきているが、個々の食品関連事業者の取組でみると、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。)第3条に基づく基本方針で定められている水準(20%)を達成している事業者の割合は全体で約2割弱、食品廃棄物等の年間発生量が100t以上の事業者に限っても3割弱と非常に低い水準で推移している。</p> <p>今後、食品関連事業者による再生利用等への取組を強力に促進させるためには、主務大臣による指導監督が重要であるが、現状では、再生利用等の取組が遅れていると思われる事業者に対し、個別に食品リサイクル法第23条に基づく報告徴収等を行い、客観的事実を把握した上でないと指導監督に踏み切れない。このため、多量に食品廃棄物等を発生する食品関連事業者の再生利用等の取組状況を定期的に把握し、取組が遅れている場合には、適時適切に指導監督できるようにするため、定期報告を求める必要がある。</p>		
期待される効果	定期報告の結果、取組が著しく不十分と認められた事業者については、直ちに法第23条の報告徴収又は立入検査を行い、勧告等状況の改善のための措置をとることが可能となる。また、優良な取組事例及び平均的な事例については、業種・業態ごとにその数値や取組内容を公表すること等により、業種全体の取組の促進・深化を促すことが可能となる等の効果も期待できる。		
想定される負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制の遵守に係る負担</li> <li>今回の改正により、食品廃棄物等を一定量以上(年間100t以上)発生している食品関連事業者については、毎年度ごとに、食品廃棄物等の発生量、当該年度に実施した再生利用等の方法及び量等について報告するための負担が生じる。</li> <li>なお、当該報告内容は、各事業者が自らの経営管理を行う上で把握する必要がある事項である上、環境報告書を作成・公表している企業であれば既に整理済の事項である。</li> <li>・ 行政の負担</li> <li>事業者からの報告の接受・内容把握及び整理等の業務遂行に伴う負担が生じる。</li> <li>なお、本定期報告制度の創設によって、地方農政事務所が各事業者を訪問し取組状況の把握等を行っていた調査点検業務の負担は軽減されることが見込まれるため、業務量の増加分は相殺されるものと見込まれる。</li> </ul>		
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、食品リサイクル法第23条の報告徴収により、実施状況を把握することが考えられる。しかし、当該報告徴収は、再生利用等を全く行っていない可能性のある事業者など特定の事業者を念頭に置いた行為・手続であることから、広範な事業者に対してその取組状況を一齐に把握する観点から措置されておらず、これにより広範な事業者全体に適時適切な指導監督等を行うことは困難である。したがって、定期報告義務の導入は代替手段に比べ効率的かつ効果的なものであると考えられる。		
備考	中央環境審議会廃棄物・リサイクル対策部会意見具申「食品リサイクル制度の見直しについて」(平成19年2月)において、「...多量発生事業者に食品廃棄物等の発生量と再生利用等の実施の状況について報告を求め、情報公開を行うことで、食品関連事業者の意識・取組の向上等を図ることが必要である。」とされている。		
レビュー時期	平成23年度(食品リサイクル法附則に基づく同法の見直し時期:平成24年(改正法の施行から5年を経過した時点))		